

第8回 阪南市立学校のあり方検討委員会 会議録

日 時	令和6年2月9日（金） 13時00分～14時50分
場 所	阪南市役所3階全員協議会室
出席者	<p>〈阪南市立学校のあり方検討委員会〉 委員</p> <p>会 長（大阪芸術大学） 北 浦 米 造 副会長（和歌山大学） 池 田 拓 人 阪南市自治会連合会代表（大西町） 古 野 悦 司 阪南市PTA協議会 中学校代表 仲 窪 麻 美 子 阪南市立中学校 校長（鳥取中学校） 中 山 孝 一 阪南市立小学校 校長（尾崎小学校） 濱 井 英 洋 公募市民 四 至 本 悟 公募市民 山 本 彰 公募市民 原 田 知 子 総務部長 魚 見 岳 史 生涯学習部長 伊 瀬 徹</p>
事務局 関係者	<p>〈事務局（生涯学習部）職員〉</p> <p>生涯学習部理事 中 野 泰 宏 生涯学習部副理事 丹 野 恒 建 生涯学習部副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 教育総務課長 吉 見 勝 吾 学校教育課長 石 原 慎 教育総務課課長代理 堀 野 純 司 学校教育課課長代理 花 元 英 夫 教育総務課主幹 満 井 祐 輝 〈関係課職員〉 未来創生部理事兼政策共創室長 藤 原 健 史</p>
書 記	教育総務課主幹 満 井 祐 輝
傍 聴 者	なし

配付資料

次第

- 資料1 第3タームの進め方について
- 資料2 阪南市教育大綱（第3期）
- 資料3 主な関連計画による地域（圏域）の考え方について
- 資料4 各圏域内の学校配置について（4圏域・5圏域・6圏域）

参考資料 令和5年度阪南市学校園教育基本方針

会議の要旨

会議開会

(司会)

第8回阪南市立学校のあり方検討委員会を開会する。

本検討委員会は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしているが、本日の傍聴者はない。また、会議録については、事務局が要旨をまとめ、各委員にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載する。

前回の第7回検討委員会では、第2タームにおけるハード面に関する中間報告を取りまとめていただいた。

今回からは、第3タームとして、答申を取りまとめていくことになるが、本日は次第のとおり、次第1「第3タームのすすめ方について」、次第2「本市がめざすべき教育について」、次第3「主な関連計画による地域（圏域）の考え方について」検討をお願いしたいと考えている。

次第1. 第3タームの進め方について

(会長)

次第1「第3タームの進め方について」、事務局の説明を求める。

(事務局)

諮問事項として、「①これからの時代に即した、本市がめざすべき教育のあり方について、②今後の児童生徒数の状況、地理的条件および地方交付税の算定基準等を踏まえた本市がめざすべき教育にふさわしい学校数と配置について、③前号に掲げるもののほか、阪南市立学校の小中学校のあり方の検討を進めるため、重要と認める事項」の3点あり、これまでに第1タームでは主にソフト面、第2タームでは主にはハード面の検討を進めていただいた。

今回から始まる第3タームでは、これまでのソフト面とハード面の議論を踏まえ、答申に向けた検討をお願いすることになる。第3タームでの主な検討事項は、大きく4点あり、1点目の「Ⅰ）阪南市小中学校をめぐる現状と課題」として、第5回本検討委員会で示した、本市の児童生徒数や学級数の現状と今後の見込みを改めて確認し、整えていただく。次に、2点目の「Ⅱ）阪南市のめざすべき教育」として、ソフト面に関するこれまでの議論を踏まえ、ターゲットを絞って改めて議論し、整えていただく。次に、3点目の「Ⅲ）学校の適正規模・適正配置のあり方」として、ハード面に関するこれまでの議論を踏まえ、1校当たりの学級規模などを中心とした適正規模や、通学距離などを含む適正配置について、検討をお願いしたい。最後に、4点目の「Ⅳ）今後の学校のあり方について」、検討委員会としての意見をとりまとめていただきたい。

資料1の裏面(1)と(2)に第1タームと第2タームの検討経過を記載し

ている。第1タームでは4回、第2タームでは3回、本検討委員会を開催し、それぞれ中間報告として取りまとめていただいた。今後のスケジュールだが、(3)の第3タームでは、これまでの議論を踏まえ、先ほどの検討項目を中心に今後の学校のあり方について検討をお願いする予定であり、当初の予定では今回を含めて3回の検討委員会の開催を予定している。

(会長)

意見や質問等はないか。

(全委員)

特に意見等なし。

次第2. 本市がめざすべき教育について

(会長)

続いて、次第2「本市がめざすべき教育について」のうち、資料2の「阪南市教育大綱」について、事務局の説明を求める。

(事務局)

諮問事項である「本市がめざすべき教育について」第1タームの中で各委員から、多くのご意見をいただいた。

この間、本市では平成30年に策定した現教育大綱が、5年間の継続期間満了を迎えるとともに、令和5年6月には国の教育振興基本計画が改訂されたことを踏まえ、阪南市総合教育会議において、市長と教育委員会で協議・調整を尽くし、改訂して第3期阪南市教育大綱とした。

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3において、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術、及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと規定されている。

これから第3タームの議論を進めていく前に、まずは最新の阪南市教育大綱の内容について説明する。具体的な内容については、政策共創室から説明する。

(事務局)

阪南市教育大綱の概要について、説明する。

1ページの教育大綱の趣旨では、「教育大綱は地方公共団体としての教育の目標や施策の根本的な方針について、国の教育振興基本計画に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて定めるものである。教育政策に関する方向性の明確化を図ったうえで、市長及び教育委員会は、それぞれ所管する事務を執行する」としている。

「大綱の位置づけ」では、国の第4期教育振興基本計画に規定する根本的な方針を参酌するとともに、府の第2次教育振興基本計画、阪南市総合計画や関連計画との整合を図り、本市の特色を盛り込むことで、阪南市総合教育会議において、本市の教育行政を推進するための根本的な指針として市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が策定したものである。

2 ページの大綱の対象期間では、第3期は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間としている。その後、新たに国の教育振興基本計画の改訂に準じ、内容を見直すこととしている。

3 ページの教育をめぐる現状と課題では、「SDGs 未来都市」に選ばれた本市においても教育をめぐる課題が山積しており、現代は先行きが不透明で将来の予測が困難な時代であると言われていた中、市民一人ひとりが自分の良さや可能性を見出すとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会課題に挑戦し、豊かな人生を切り拓き、未来社会に向かい持続可能な今後の社会のつくり手となることが望まれているとしている。

4 ページの「はんなんの教育」の基本理念では、「誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる 協働・共創社会のひと・まちづくり」をこの教育大綱の基本理念として、社会が大きく変動する中で、将来、大人になる子どもたちの主体形成はもとより、すべての市民、団体、地域が豊かな地域社会を形成できるよう、学校教育、家庭教育、社会教育を通して、市と教育委員会が強く連携し、阪南市の宝である子どもたち一人ひとりの豊かな未来のため、また、まちづくりの主役である市民の皆さん一人ひとりの幸福のため、必要な教育施策を着実に実行していくとしている。

5 ページの「はんなんの教育」の基本方針と基本施策では、本教育大綱の基本理念を踏まえ、4つの基本方針を定め、基本方針の説明、及び基本施策を示している。

【方針その1】では、多様な教育ニーズに対応することで、人それぞれの自己実現や自己肯定感を高める教育が求められている中で、「すべての個性を輝かせ 一人ひとりの「自己実現をはかる教育」を推進します」を基本方針として、8項目の基本施策を示している。

6 ページ、【方針その2】では、皆で力を合わせ、誰一人取り残さず、ともに育ち、ともに高め合う関係づくりが求められている中で、「人がつながり支えあい「ともに学び・ともに育つ共生の教育」を推進します」を基本方針として、9項目の基本施策を示している。

7 ページ、【方針その3】では、地域社会への貢献等により、他者とともに生涯にわたり学び続けるひと・まちづくりが求められているなか、「まなぶ・はぐくむ・つなぐ「生涯学習のひと・まちづくり」を推進します」を基本方針として、7項目の基本施策を示している。

8 ページ、【方針その4】では、本市の恵まれた自然を五感で感じる体験活動等を通して主体的に社会の形成に参画し、持続可能な社会の実現に寄与する人材が求められているなか、「はんなんのうみ・やま・さとをフィールドに「未来に向かって生きる力」を育みます」を基本方針として、7項目の基本施策を示している。

9 ページは、用語の解説が記載されている。また、今回の教育大綱の策定は、令和2年12月に実施した、阪南市総合計画策定に係る中学生アンケートの意見を「子どもの意見」として反映している。阪南市教育大綱については、今後、本市がめざすべき教育の基本的な方向性を示すものであり、この大綱を踏まえ

て生涯学習推進計画や学校園教育基本方針などにに基づき、具体的な取組を進めていくものである。

(事務局)

これまでの本検討委員会において議論した内容や委員からいただいた意見についても本大綱に数多く記載されているので、主なものを抽出して紹介する。例えば5ページでは、基本施策⑤「ALTや諸団体の人々とともに、世界につながる英語教育を推進します。」や⑥「阪南GIGAスクールビジョンの実現に向け、ICT教育の充実を図ります。」と記載している。6ページでは、基本施策⑤「いじめ、児童虐待、不登校に関する取組を強化し、その課題解決に努めます。」や⑧「教育支援センターシンパティアの機能充実も含め、子ども、保護者、市民、教職員等を対象とした相談活動、支援機能の充実にも努めます。」と記載している。

また、本市の教育については阪南市教育大綱を基に、毎年、阪南市学校園教育基本方針を定め、学校園において取り組むべき教育推進の方向性や重点項目等を明確に示し、各学校園がこの方針に基づき特色ある教育に取り組んでいる。

本日、参考資料として「令和5年度 阪南市学校園教育基本方針」を配付しているが、今年度の基本方針では第2期の教育大綱が反映された方針となっている。よって、第3期教育大綱が反映された基本方針は令和6年度からを予定しており、次回の本検討委員会で、改めて示す予定である。

(会長)

今回の阪南市教育大綱は、前回と比較してずいぶんとボリュームアップされている。本日の大きな柱となるので、各委員の感想、意見等をそれぞれいただきたい。私から再度、内容を確認していく中で、本検討委員会としての教育のあり方について、考え方を押さえたい。

1ページは教育大綱の位置づけが説明されている。国や大阪府の教育振興基本計画や総合計画を踏まえ、教育大綱が策定され、本市学校園教育基本方針に繋がっていく。第3期教育大綱を反映した最新の阪南市学校園教育基本方針については、次回本検討委員会で示していただく予定である。

2から3ページでは、前回大綱と比較すると教育をめぐる現状と課題がしっくりと押さえられている。例えば、少子高齢化・デジタル社会が進んでいく中で、いじめ・不登校・ヤングケアラー問題など教育面での問題が山積していることや、それらの課題を基に自己肯定感・自己実現に係る教育などが明記されている。

4ページの5の「はんなんの教育」の基本理念として、SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念も引用し、5ページの6「はんなんの教育」の基本方針と基本施策の「方針その1」として8つの施策が示された。そのうち「居場所づくり」、「キャリア教育」、「確かな学力」、「個別最適な学び・協働的な学び」などの現行の学習指導要領に加え、特に「ALT」、「英語教育推進」などについては、本検討委員会でも子どもたちの英語教育を推進するべきという意見をたくさんいただいた。

また、「GIGAスクールビジョン」についてはICT教育の充実とあり、読

書活動や8番目には安心安全な教育環境の確保が新たに盛り込まれており、本検討員会での議論が反映されている。

6ページは、教育として大切な、時代を超えても変わらないこととして、人権教育、いじめ、虐待、不登校に関する取り組みの充実や、障がいのある子ども一人一人に応じた支援教育、情報活用能力などの人がつながり支えあい「ともに学び・ともに育つ共生の教育」として前回から引き続き推進するとしている。

7ページは生涯学習教育としてスポーツや公民館、社会教育について記載されている。

8ページでは、海洋教育の多世代共有、地域と主体的に関わる人材育成、地域などと連携した交通安全教育、防犯教育、学校給食を通じた食育などがあり、特に環境教育をもって社会の形成に参画する人材育成に取り組むとし、最後に用語説明も入っており、よく考えられた教育大綱となっている。

これらは、今年度から5年間の位置づけとなっているが、本市のあるべき教育として、本検討委員会においても押さえ直したいと考えている。

何か意見や質問等はないか。

(A委員)

教育大綱の内容については理解できたが、教員の働き方改革などの教員の課題は残っていると思う。また不登校も年々増えており、本市の小中学校の現状がどうかも気になる。

(会長)

具体的なことについては、次回の最新の「阪南市学校園教育基本方針」内容を踏まえ、確認していきたい。

他に意見や質問等はないか。

(F委員)

教育大綱の5ページ、基本施策8の「計画的に施設等の整備を図ることで、安全・安心な教育環境の確保と充実を図る」とあるが、第2タームの中間報告の中の体育館の空調設備に関して、先日の新聞記事で体育館の空調設備に関する国の補助金が充実してきていることを知った。市として学校施設の整備が進んでいるのか、特に体育館の空調設備の検討状況を教えてほしい。

(事務局)

体育館の空調設備の検討について、前回の検討委員会以降の進捗状況として、この短期間では大きな進展はないが、教育委員会として考えているのは、短期的な視点として、子どもたちの学習環境を早く整えないといけないということと、長期的な視点として補助金等を活用しつつ計画的に整備を進めるという2点である。このような中で、特に夏季の熱中症対策が急務であることから、令和6年度当初予算に何らかの対策費の計上を予定しているところである。

(会長)

他に意見や質問等はないか。

(G委員)

色々な施策があると思うが、学校に来る前提で進んでいる施策だと感じた。

不登校の子どもが学校に来ることができるようにするというよりも、子どもが自分で選んでいけるような仕組み作りも必要ではないか。現状だと、とにかく子どもは学校に行き、先生に言われたことを受け身とするイメージを感じる。市の施策としてもっと子どもが能動的になる教育の仕組みづくりを実施していく手立てがないのかと考えている。学校に来させるというより、学校以外にも選択できるような体制作りも必要ではないかと考える。

また、教育大綱の5ページの「居場所づくりに努める」について、個人的意見だが、具体的な取組として教育大綱7ページの公民館等を利用して、ここから興味のある分野に選択肢を広げてあげるような、子どもも参加できるような仕組み作りも必要ではないか。

(会長)

居場所づくりに関連して、教育大綱6ページの教育支援センター「シンパティア」の機能充実についてはどのような評価をされているのか。

(G委員)

教育支援センターも学校と同じで、教育支援センターに来ないと何も始まらない。子どものやりがいといったことにつながるところまで行っていないように感じており、先生方も試行錯誤で、教育支援センターで何かをしてもらっているのではなく、自宅から少しでも出られる居場所のようなイメージだった。

現在は教育支援センターに通うためにも様々な手続きが必要であり、できることなら、誰でも来ることができるような空間にしていただければと思う。普段、学校に通っている子どもでも、いつでも来ることができるような場で、今日は学校に、今日は教育支援センターにといった選択ができるような方向になることを願う。

(会長)

選択できるというのは施設の話だが、子どもが教育施設に行くに至るにはエネルギーが必要な場合もある。在宅学習という選択肢も含まれているのか。

(G委員)

今だと学校に行くという選択肢しかないと感じる。もっと選択肢を広げ、子どもが選べるようになればと思う。

(会長)

他に意見や質問等はないか。

(B委員)

教育大綱5ページで、英語教育の推進やICT教育の充実を図るということで、実際には小学校で外国人の先生がおられたり、パソコンで年賀状を作って提出する宿題があったりと教育が進んでいるなど感じているが、英語教育やICT教育の充実を図るために、どのような体制を取っているのか。先生方も急に英語教育や情報教育の指導をするように言われても、皆さんがそのような資格を持っているわけではないと思うが、どのように授業を進められているのかをお聞きしたい。

(会長)

英語教育、ICT教育の取組について、事務局から説明を求める。

(事務局)

英語教育についてはALTが8名おり、中学校は1校につき1名、小学校は2校につき1名を配置しており、来年度もこの体制で継続する予定である。広めるという意味では、外国語担当教員の研修会、各校での取組を情報交換する中で、更なる英語教育を推進したいと考えている。

ICT教育についてもICT支援員が1名おり、各校への巡回や学校からの相談に対応している。また、授業でどのようにタブレットを使っていくかについては、情報教育担当者が各校におり、担当者に対する研修を実施するとともに学力向上の担当者にもICT機器の活用について研修を実施し、各校での良い取組を情報交換している。

(会長)

外国語教育やICT教育について、先生方が研修などで各自のスキルを向上させ、学校間で情報交換も行っているとのことで、今後もこういった組織的な活用の充実を期待したい。

また、ICTの活用により、情報を入手するだけでなく、時間や場所の制約がなくなる。直接人と人が顔を合わせるのが大切だが、ICTの活用によって、より多くの人とつながることができる。そのために、教員の働き方改革を進める中で、どのようにICTの活用を推進し浸透させるかが重要になっていくものとする。

こういったことを踏まえて、学校側の意見を伺いたい。

(C委員)

例えばICT教育について1つ挙げると、教育大綱でいうICT教育の充実の解釈について、現場では2通りある。1つは学力向上にICTを活用するという意味と、もう1つは生徒がICT機器を使いこなすという意味である。ICT機器による学力向上の取組は、現場でも約10年、色々取り組んできたが、少し頭打ちになっているというのが現場の捉え方である。

ICT機器を活用して視覚、聴覚など、文字だけでなく映像も使って、数学の図形の変化など説明してきたが、これ以上ICT機器を使ったからといって、学力向上、点数の向上につながるかという、難しくなってきたと感じる。

例えば高校受験に向けて学力向上をめざすとすれば、文章をしっかり書く、ディスカッションするなどの時間が必要になるなど、様々な面でICTだけで解決するのは難しいと思う。逆にICT以外で情報を集め、精査し、どの情報が正しく、誤っているのかといったことを考え、自分の意見に組み込むことを踏まえ、ICT機器を使う教育を進めないといけないと思う。従って、教育大綱ではICT教育の充実と一言でいっても、教員側としては2つに分けて考える必要があり、苦労しているところはある。

英語教育については、ALTが遅くまで残って、積極的な生徒とディスカッションし、関わってくれているが、中学校の教育課程で求められている学力等とは開きがあり、英語を楽しむことと中学校の教育課程との狭間で苦労しているところがある。

「ここまで絶対にしないといけない」ではなく、教育内容や教育方法、どん

な形で子どもたちの教育そのものを進めていくのかという幅について、国からも提示をしていただければと思っている。教員としても対応方法はまだあるのではと思っはいるが、現状、人員的にも非常に苦しい状態であり、大綱の内容をすべて実現していくのは難しい。

また、これらを全て実現しようとする、費用が必要になると思う。教員側も、教育大綱に沿って、本市教育委員会からの基本方針を受けて各校がそれぞれに教育基本計画を作成して実行しているが、予算が無いのでできないと言われると、そこで終わってしまう。本大綱をすべて実現するだけの余裕のある予算を確保した状態でないと、教育大綱の内容を実現することは難しいので、実際には、計画と現場との矛盾やジレンマがある中で教員も日々過ごしていることを理解していただければと思う。

(会長)

現場での貴重な意見をいただいた。小学校現場の意見はどうか。

(D委員)

「教育は人なり」というが今は人が不足していると感じる。また、「ヒト・モノ・カネ」という点でも、教育には費用が必要かと思う。例えば、モニターがなければ、子どもたちに映像を見せることができないなど、予算がないために、できることもできないということも実感している。

またこの時期、学校では「学校教育自己診断」ということをしており、本校では既に結果を受けている。その結果がとても良いものだった。

しかし課題として、一日に1時間スマートフォンやゲームを触っている児童が70%程度とか、自宅での学習時間が30分以下の子どもが半分ほどいるなどの結果が出ており、家庭教育については学校からの啓発や家庭の協力を求める必要があるかと思う。

子どもが学校に来ている間は教員が子どもに関わることができるが、それ以外の時間はそうはいかない。ご家庭での子どもたちと家族とのかかわりについて、今回はこの場でお話しできたが普段はこういった伝える場が余りないので、学校側から様々な発信をしないといけないと思っている。

学校ごとの課題もあり、市全体の大きな課題もあるが、子ども一人ひとりの課題もあり、教員も各々課題がある。したがって、本検討委員会の検討事項ではないかもしれないが、その都度、課題に対応していくことが、我々の使命かと思ひ、子どもたちと向き合っている。

(会長)

前回の教育大綱では学習習慣の定着について記載があったが、今回では家庭教育の中に収められている。これは学校だけではなく、家庭での協力も必要であり、家庭・学校・地域の連携が必要であると理解している。

学校現場における教員不足について、必要な人材を配置するうえで、現状では空きがあるということか。

(D委員)

幸いなことに当校での欠員は現時点ではないが、府内や全市的には、加配をいただいても年度当初に対応できる教員がおらずすぐに配置できないというこ

とを耳にする。

(会長)

他に意見や質問等はないか。

(副会長)

各委員の皆さんにはたくさんの意見をいただいた。ただし、今回示していた教育大綱は、国・府の枠組みの中で、検討を重ねて策定された本市の進むべき方向性で、大きな方針であり、本検討委員会が、教育大綱に示された具体的な基本施策に対して、更に加えるものがあるなら提言することはあるかもしれないが、個々に議論するというものではないと認識している。

また、何をするにも予算が必要ということが全てに関わってくるのが改めてよくわかった。一方で、教育大綱はめざすべき教育であり、どこに理想を掲げていくかということで、理想と現実には必ずギャップはあるが、できる限り理想に近づけていくことをめざすのが教育の営みであると考えている。したがって、あくまで理想の実現をめざして、当面は本大綱に則って進めていくものと考えている。

(会長)

教育大綱がめざすべきもので、「ヒト・モノ・カネ」の話があった。お金の話として、国の地方交付税制度は、減りゆく児童数に対して国からお金が出ているが、児童数が減少する中で、学校数を減らすと学校としての床面積は減るが、跡地を他の公共施設で利活用すると市として施設管理経費は減らないし、除却して売却する場合にも課題があるという話もあった。財政面に関して、行政からご意見をいただきたい。

(H委員)

市の財政は非常に限られたものであり、民間企業のように経営努力で増えるものではなく、固定的なものとして税収がある。税の中には、市の税収と国から与えられるお金があり、中でも国からの地方交付税が大きい。地方交付税は、国民が日本のどこに住んでいても同じサービスを受けられるために基準が設けられており、国が地方公共団体の財政力に応じて地方交付税を交付し、地方公共団体はこれらの財源を合わせて行政を運営している。

教育予算であれば、人口規模10万人で標準的な学校数を定め、それに必要な経費を基準として地方交付税を交付する。10万人規模だと小学校が8校と中学校が4校という基準がり、それを人口5万人で換算すると小学校が4校と中学校が2校という以前からお示ししている学校数となる。これが、国が教育にかかる標準的な経費として定めているもので、これはあくまで基準であり、上乘せのサービスについては市の税収から支出することになる。

例えば、同じ人口規模の自治体が2つあったとし、1つの市の税収が80億円で、もう1つの市の税収が50億円だったとすると、両市には30億円の税収差があることになる。税収が50億円の自治体は、この30億円の差の75%の22.5億円は、国からの地方交付税で補填されて72.5億円の財源で運用することになるが、税収が80億円ある自治体とは7.5億円の差があり、税収が80億円ある自治体は市独自の事業を7.5億円分が多くできることにな

る。税金が多い自治体は、教育や生涯学習など、その税金を使って様々な事業ができる。

本市の税金は、全国では平均的で低くはないが、大阪府内では一番少ない自治体であり、本市と北摂などとは大阪府内でも税金差がかなりあるので、大阪府内で同程度のサービス水準を維持しようとするとは非常に厳しい。同じ水準の行政サービスを求められても、どこかで無理が出てくる。

そのような中で、教育に予算をかけて欲しいという意見もあれば、高齢者や障がい者など、様々な政策でお金をかけて欲しいという意見があるので、それをどう配分するかということになる。

前回の本検討委員会で、教育費予算が少ないというお話をいただいた。本市では財政非常事態宣言をしており、現在、投資的事業、設備機器の更新等を止めている状態であるが、昨年度から鳥取東中学校のトイレ改修工事を行っている。このように投資的事業が止まっている状態だったこともあり、ここ数年は教育費が類似団体より少なくなっていた。

今後は、学校給食センターの改修事業も控えており、来年度は学校給食センターの事業費として十数億円を計上する予定なので、教育費は増加する。このように各自治体との教育予算の差は、主に工事費などの投資的事業の差になっていると推測される。

(会長)

生涯学習部局としての意見もいただきたい。

(I 委員)

本教育大綱は国の計画をもとに令和5年9月に策定したが、教育大綱ではあくまで理想を求めて、これまでの取組を充実させつつ、新たな取組や学校給食センターの改修など、少しずつではあるが進めているところである。

また、先ほどの空調設備の件についても、本検討委員会でのご意見をいただいたことで、庁内での議論が進んだものと考えており、引き続き本市立学校のあり方ということで将来的な絵姿を議論していただき、各委員の声を受け止めて、これらが実現できるように取り組んでいきたいと考えている。

(会長)

他に意見等はないか。

(全委員)

特に意見等はなし。

次第3. 主な関連計画による地域（圏域）の考え方について

主な関連計画による地域（圏域）の考え方について

(会長)

続いて次第3の資料3について、事務局から説明を求める。

(事務局)

本検討委員会において、旧4ヵ村、現学校区、地域との繋がりや地域の特性

について、多くの意見等をいただいたが、今回は、今後の議論の参考としていただくため、本市の様々な各種計画で設定している日常生活の圏域、地域の拠点、生活圏などを紹介する。

本市の主な計画の中から、4つの圏域、5つの圏域、6つの圏域を持つ3つの計画について説明する。

1 ページの4つの圏域設定をしている「第8期 阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」から説明する。この計画では、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法に基づき、市町村が策定する「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づき、保険者である市町村が策定する「介護保険事業計画」の両計画を、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、一体的な計画としている。

本市では、「地域共生社会」の考え方を踏まえるとともに、新たな制度改正に対応しつつ、高齢者自身が役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを推進するものとして、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供、地域における継続的な支援体制の整備を図るための、日常生活圏域を設定している。

1 ページの図のとおり、日常生活圏域を、尾崎地区、西鳥取地区、東鳥取地区、下荘地区の4圏域としている。なお、前回の整理統合計画では旧4ヵ村の考え方をもとに整理統合を進めてきたことから、現在の小中学校区とも関連している。

次に、2ページの5圏域を設定している阪南市公共交通基本計画についてである。本市の公共交通基本計画では、交通政策基本法の趣旨や本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、阪南市総合計画などの上位計画における都市の将来像を実現させる観点から、まちづくりと連携した公共交通施策を推進することを目的として、今後の本市の公共交通施策の推進に係る基本理念を定めている。計画の基本理念としては「多様な移動手段が選択できる、便利な暮らしが持続できるまちをめざす」としている。

これまで本市は自動車を中心とした交通体系となっているが、これからは目的地への往来だけでなく多様な交通の乗り換えによって歩く機会を増加させ、健康増進だけでなく、まちの賑わいも創出させることを掲げ、本市のめざすべき公共交通体系のイメージとして、南海本線、JR阪和線の鉄道軸を広域基幹交通に定めている。また、広域基幹交通に加え、都市計画マスタープランに定める地域拠点である阪南スカイタウンに接続するバス路線を基幹交通に位置づけている。

この計画では、広域基幹交通の南海本線尾崎駅、鳥取ノ荘駅、箱作駅、JR阪和線和泉鳥取駅に加え、阪南スカイタウンの5つを拠点とし、拠点ごとの生活圏で生活するとともに、公共交通で各生活圏のネットワークを形成することをめざしている。

最後に、3ページの6圏域を設定している阪南市総合計画についてである。総合計画は、将来の阪南市をどのようなまちにしていくかを示す基本理念や将来の都市像を定め、まちづくりの方向性を示す羅針盤である。本市では、総合

計画を都市計画や防災、交通などのすべての計画の基本となる最上位に位置づけている。

実行にあたっては時代の潮流を見極め、複雑化・多様化する市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と行政とで将来の都市像や目標を共有し、より政策効果を高めた事業展開を図りつつ、市民とともに作りあげていくまちづくりを基調として計画を進めていく。阪南市総合計画では、新しい土地利用に係る基本方針として尾崎駅周辺を中心拠点に位置づけ、歩いて暮らせる賑わいある拠点づくりをめざすとともに、鳥取ノ荘駅、箱作駅、和泉鳥取駅の3駅の周辺に、阪南スカイタウン企業用地周辺と東鳥取公民館周辺を加えた5つを地区拠点とし、身近な生活圏域において多様な住民自治の構築をめざし、中心拠点に5つの地区拠点を加えた6つの拠点を中心としたまちづくりなどのコミュニティ活動を推進していくとしている。

以上が本市の関連計画における地域（圏域）の考え方であるが、今後の適正配置の検討にあたっては、これらの市が定める圏域についても念頭におきながら、その地域に必要な学校数という視点でも考慮していただければと考えている。

（会長）

他に意見等はないか。

（全委員）

特に意見等はなし。

各圏域内の学校配置について

（会長）

続いて、資料4について、事務局の説明を求める。

（事務局）

先ほど説明した圏域の設定ごとに行政区と圏域内の学校を落とし込んでみた。なお、この圏域で校区を再編することを前提としているのではなく、検討委員会での検討事項として説明するものであるので、ご理解いただきたい。

1 ページの4 圏域は、前整理統合計画の考え方の基になっている「尾崎、西鳥取、下荘、東鳥取」の旧4カ村だが、1 ページの4 圏域①は、住民基本台帳の行政区の4 地区となっており、Aが尾崎地区、Bが西鳥取地区、Cが下荘地区、Dが東鳥取地区となっている。現尾崎小学校区には、下の表のDのうち、尾崎、下出、黒田の一部の地域が含まれており、同じ4つ地域であっても、考え方を变えることで校区が異なる場合もある。今後、具体的な検討を行う際には、これらの地区割りについても十分に検討する必要がある。

また、圏域内の学校については、圏域内の児童生徒数や学級数に応じて、圏域内に必要な学校数を考えていく必要がある。言い方を変えると、圏域内の児童生徒数や学級数によっては圏域内の学校数が2校以上と、複数必要な場合もあると考えている。

次に2 ページの5 圏域として、こちらは阪南市公共交通基本計画における5つの拠点をベースにしたもので、5 圏域では、4 圏域におけるCの下荘地区の

圏域を、Fの阪南スカイタウン（桃の木台1丁目から8丁目）までと、Eのそれ以外とに分けており、下の表で言うと、黄色部分がEとFに該当する。

それぞれの圏域内の学校は、Aの圏域では尾崎小学校で、Bの圏域では西鳥取小学校、舞小学校の小学校2校である。また、Eの圏域では下荘小学校、貝掛中学校で、Fの圏域では桃の木台小学校と飯の峯中学校、Dの圏域では、東鳥取小学校、上荘小学校、朝日小学校の、小学校3校と、鳥取中学校、鳥取東中学校の、中学校2校となっている。

続いて3ページの阪南市総合計画における6つの拠点をベースにした6圏域として、先ほどの5圏域で説明した4圏域におけるCの下荘地区の圏域を、Fの阪南スカイタウン（桃の木台1丁目から8丁目）までと、Eのそれ以外に分け、また、4圏域における尾崎地区、東鳥取地区の間に、Kとして東鳥取公民館周辺に拠点および圏域を設けている。

それぞれの圏域内の学校は、Aの圏域では尾崎小学校、Bの圏域では西鳥取小学校、舞小学校の小学校2校で、Eの圏域では下荘小学校、貝掛中学校、Fの圏域では桃の木台小学校と飯の峯中学校である。また、Kの圏域では、東鳥取小学校、上荘小学校の小学校2校と、鳥取中学校、Lの圏域では、朝日小学校と鳥取東中学校となっている。

4ページ、参考資料として4圏域、5圏域、6圏域それぞれの圏域別の行政区割と圏域内の学校について、ここまで資料4で説明した内容をまとめた。繰り返しになるが、資料4については本検討委員会の検討資料であることを申し添える。表の見方として、一番上の行に4圏域で2パターン、5圏域で3パターン、6圏域で3パターン。その右に、圏域パターンごとの行政区、圏域内の学校名を記載している。また、圏域ごとのパターンの下の表に記載しているアルファベットは、先ほど圏域を説明した図の下の表に対応しているが、各圏域の②、③のパターンは、こちらの表の行政区、圏域内学校を参考にしていきたい。

(会長)

事務局からも説明があったが、資料4のどのパターンで統合案を考えるとというのではなく、行政として様々な計画で圏域を持っており、計画を進めているということである。その圏域に既存の学校を落とし込むとこうなるという説明だった。次回以降の本検討委員会になるが、2年前と比較して児童生徒数はずいぶん減少している。これが10年後だったら人口や子どもの人数も更に変わっているというのものもあるかもしれないが、行政側で、特に子どもたちの人数の影響を及ぼすようなマンションや大規模開発などの情報はないか。

(事務局)

ここ数年、大規模な住宅開発の実績はない。しかし現在、阪南消防署北分署北西側、黒田地区で開発が進められている。この開発が完了すれば、西鳥取小学校の校区になる予定である。したがって、西鳥取小学校は若干の人口増を考慮する必要があると考える。

(会長)

どのくらいの規模の開発か。

(事務局)

概ね200戸程度の住宅開発と聞き及んでいる。

(会長)

西鳥取小学校にとっては、明るい情報だと考える。参考として、鳥取中学校の生徒数は現在何人くらいか。

(C委員)

令和5年5月1日現在の全徒数は409人である。

(会長)

学校配置については、子どもの人数だけで判断するのはなかなか難しく、通学距離や、通学に係る高低差、道路などの通学路の安全対策についても考慮する必要がある。また、圏域内に学校が複数あっていいのか、逆に圏域内に学校がなくてもよいのかなど、様々な意見があると思う。本日は議論の参考とするために資料を用意いただいたが、質問やご意見等はないか。

(E委員)

基本的には小さいころから地域の色々な人たちと遊んだり学んだり、様々な問題解決をしながら、集団で育ち、成長していくこと必要であると考えている。様々な個性を持った方々とも個々に応じた様々な配慮により、地域の中で育っていくという願いがあり、将来、社会に出た時にその経験が生きるのではと思う。したがって、社会の中で人間関係を重視し、地域や圏域の視点は重要である。情報通信機器が発達し、様々な便利なものも出てくるが、うまくミックスしていただきたいと考えている。

(会長)

他に意見等はないか。

(I委員)

前回の学校整理統合整備計画では、文部科学省が定める適正規模という基準があり、小学校であれば学校当たりで12学級から18学級で学年当たりでは2学級から3学級、中学校であれば学校当たりで12学級から18学級で、学年当たりでは4学級から6学級となっており、市も国と同じ基準を定めて適正規模となるように、これまで計画を進めてきた。

現在も適正規模に満たない学校があるが、支援学級等の増加や少人数教育などの国の取組も変化し、教室数は不足している中で、今後も児童生徒が減少し、単学級の学年が増加することが予測される。このような中で、国として適正規模の基準はあるが、複数学級にならないところの対策として、運用面や有効なやり方、進め方などについてのご意見をいただけるとありがたい。

(会長)

他に意見等はないか。

(H委員)

先ほど会長から「2年前と比較して児童生徒数はずいぶん減少している。」との話があったが、当時は小学生1年生が全体で約350人だったが、令和3年度の出生数は約200人である。今年度に至っては、月20人も生まれてない月があったと聞いており、ますます少子化は進んでいく。先ほどの適正規模

の件もそうだが、複数学級が編成できない状況の中でも、学校として継続してやっていくか、単学級の少人数規模でもいいのかという議論も含めて圏域や学校数について議論する必要がある、仮に単学級の少人数規模を認めていくのであれば、例えば少人数規模でどのような対応をしないといけないのか等の議論も必要となっていくのではないか。

(会長)

次回以降で議論したい。他に意見等はないか。

(副会長)

学校というのは、単に学校だけで存在しているわけではなく、子どもたちを含めた保護者や地域の方々とともに存在している。前回の整理統合についても、旧4ヵ村を基に進められたことも、歴史的に見て小学校はまちのシンボルであり中核であることに基づく。そのような存在であったので、地域との繋がりという意味で、地域内での学校の有無の影響は大きく、人口減少下ではこのような拠点がなくなると、ますます地域が廃れていくことにもなる。本日の資料でも読み取れるが、人口減少により、現状の学校配置に拘れなくなっていくかもしれないが、可能な範囲で維持していくことが、今後の学校のあり方を考えていくうえで重要になる資料だと認識した。

学校名が出ると、統合を前提に捉えられがちだが、学校区を再編するとなれば、通学距離も長くなり、生活圏も変わる。人が住んでいることを考えると、現実的ではないという資料とも読み取れる。私としては、子どもの人数が減ってもできる限り学校は残していくようなことを考えていくための資料という捉え方をしたい。

(会長)

人とのつながりの面や、少子化による子どもの人数に関連した意見が多く出た。次回の議論につなげていきたい。

また、第1タームにおいて、小中一貫教育の導入について、かなり議論した。結果としては、メリットとデメリットの両面があり、デメリットとして新しいシステムにかかる労力面、生活指導面、財政面などがあり、特に導入する場合は施設面の課題として、同一敷地内で新たに学校を建設する必要があると理解している。

この件については、適正配置という点では別の議論となるが、学校数や学校配置に関連するので、第3タームにおいて再度確認しておきたいと考えている。

以上を踏まえ、次回ご意見をいただきたい。

次第4. その他

(会長)

続いて、次第4のその他として、次回以降の本検討委員会だが、第1タームでは4回の検討委員会を開催し、主にソフト面に関する中間報告を行った。第2タームでは3回の検討委員会を開催し、主にハード面に関する中間報告を行った。

この第3タームは、今回と残り2回の開催を予定しているが、時間的には非常に厳しいと考えている。事務局には、事前に会議の回数を増やすことは可能であると確認しており、これから各委員の皆さんに十分に議論していただく時間を確保するために、私としては、最低でも1回は追加する必要があると考えている。場合によっては更にもう1回追加し、最大で計2回追加する方向で第3タームを進めたいと考えているが、いかがか。

(全委員)

了承。

(会長)

それでは次回の検討委員会でも引き続き、答申に向けた検討をお願いしたい。本日の議題はすべて終了したので、閉会する。